

社団法人

本所法人会報

ホームページアドレス <http://www.honjyo.or.jp>

社団法人本所法人会墨田区業平1-7-12 電話(3622)1090 発行者・立岡幸夫 編集・広報委員会春原令一・今井田精司 印刷・合同印刷(株)



東京スカイツリー建設進捗状況シリーズ

業平5丁目十間橋上にて 2月19日撮影 タワーの高さ303m

今月号の主な項目

- 税務協力団体共催新年賀詞交歓会 ……2
- 平成22年度税制改正要綱 …… 8 ~ 9
- 本部・支部の動き …… 3 ~ 4
- チャリティ餅つき大会のご案内…折込
- 各部会新春研修会開催 …… 5 ~ 6
- イータックス推進報告書等 ……折込

税務協力六団体共催新年賀詞交歓会開催さる



ご挨拶の市川署長殿



壇上の税務六団体長

去る1月20日今年で11回目になります本所税務協力団体共催による新年賀詞交歓会が東武ホテルレバント東京錦に於いて開催されました。(参加総数347名)

今年本所法人会が幹事団体になり、皆川本所法人会青年部会長の司会進行で進められ、最初に今年幹事団体である立岡会長よりご挨拶された。「景気がなかなか良く成らないが、あと2、3年がんばれば上向いてくるでしょうから、それまではがんばってやっていきましょう。また、イータックス推進も含め、今年は社会貢献活動を推進していきましょう」とご挨拶された。続いて他の団体長より一言ずつ新年のご挨拶をいただき、来賓のご挨拶では本所税務署市川署長殿、墨田都税事務所下城所長殿、墨田区山崎区長殿にそれぞれご挨拶を頂きました。ご挨拶の後、本所税務署 倭文副署長殿の音頭により乾杯が行われ、和やかに懇談、本所青色申告会 佐藤会長の中締めにより散会しました。



ご挨拶の山崎区長殿



ご挨拶の下城墨田都税事務所長殿



賀詞交歓会風景

本 部 の 動 き

1月12日 本所法人会館に於いて広報委員会を開催。法人会報3月号の編集案について協議した。



2月4日 ザ・ホテルベルグラndeに於いて60周年実行委員会を開催。60周年記念式典行事について協議した。



2月18日 本所法人会館に於いて事業研修委員会を開催。平成21年度予算執行状況等について協議した。



2月18日 本所法人会館に於いて社会貢献委員会を開催。「チャリティ餅つき大会」等について協議した。



2月19日 東武ホテルレバント東京に於いて総務委員会を開催。平成21年度予算執行状況、平成22年度予算案等について協議した。



2月24日 本所法人会館に於いて理事監事支部長合同会議を開催。平成21年度予算執行状況等について協議した。



支 部 の 動 き

2月22日 第一ホテル両国東天紅に於いて第3グループ支部長会を開催。支部運営等情報交換を行った。



2月23日 第一ホテル両国東天紅に於いて第4グループ役員会を開催。グループ別研修会の反省、支部運営等情報交換を行った。



2月26日 まこと寿司に於いて第5グループ役員会を開催。支部運営等情報交換を行った。



イルミネーション風景

支部の動き

第2グループ(菊川・立川・千歳地区担当春原副会長)では、社会貢献の一環として今年度もクリスマス時期に地元町内の街路樹等にイルミネーションを飾るイベントに協賛しました。

訃報



本所法人会5代会長(平成2年5月～6年5月就任)現顧問藤田政義儀(藤田商事(株)会長当会藤田忠義理事のご尊父)におかれましては1月25日ご逝去されました。(享年95歳)二期4年会長として務められるなど氏の法人会に残されたご功績には多大なものがあります。ここに謹んで哀悼の意を表し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

4月～5月の主な行事予定

- 4月3日 チャリティ餅つき大会
於：桜橋デックスクエア
- 4月7日 決算法人説明会
於：本所法人会館 (pm 1:30～4:00)
- 4月7日 60周年記念式典実行委員会
於：本所法人会館
- 4月8日 新設法人説明会
於：本所法人会館 (pm 1:30～4:00)
- 4月13日 事業研修委員会
於：本所法人会館
- 4月14日 総務委員会
於：本所法人会館
- 4月15日 組織委員会
於：本所法人会館
- 4月23日 理事監事支部長合同会議
於：本所法人会館
- 5月11日 決算法人説明会
於：本所法人会館 (pm 1:30～4:00)
- 5月17日 青年部会創立30周年記念総会
於：東武ホテルレバント東京
- 5月18日 女性部会定期総会
於：本所法人会館
- 5月27日 第39回通常総会
於：東武ホテルレバント東京

中小企業で働く皆様の総合福祉サービス

お一人につき 入会金 300円・会費 500円(月額)

東京ディズニーランド・ディズニーシーの割引補助券やとしまえん・東武動物公園等の格安利用券を斡旋します。その他、便利なクオカードや図書カード、さらにフィットネスクラブ・映画鑑賞券・観劇・グルメなど格安の料金でご利用いただけます。また、「すみだスタンプ台紙は1冊700円でご利用いただけます。

お得な情報がいっぱい!
今すぐご入会ください!



(社)墨田区勤労者福祉サービスセンター
墨田区押上2-12-7-215・ 3626-3723 FAX3626-3733
URL : <http://www.friends-sumida.or.jp>
担当：事務局次長 吉岡 清史

部会の動き

青年部会

1月28日 ザ・ホテルベルグラ
ンデに於いて新春研修会及び新
年賀詞交歓会を開催。

当日は本所税務署より倭文副
署長殿を講師にお迎えし、「今
だから手書き文字」及び渡部統
括官殿をお迎えし「税務調査」と
題してそれぞれ研修会を行っ
た。

なお、研修会終了後、本所飛
翔会員も含め賀詞交歓会で親睦
を深めました。



ご挨拶の皆川部会長



ご挨拶の立岡会長



研修会風景

女性部会

1月22日 東武ホテルレバント
東京において、新春懇談会を開
催。今年は久々のフレンチ料理
を堪能しながら、筑前琵琶によ
る「黒田武士」、そして生ウクレ
レの演奏と歌によるフラダンス
をコンバイン(男女のペアの意)
で踊っていただけ、恒例の福引
で盛り上がったところで最後に
全員で坂本九の「見上げてごら
ん夜の星を」の替え歌で「見上げ
てごらん東京スカイツリーを」
を合唱し、楽しいひとときを過
しました。



ご挨拶の岡本部会長



余興風景

源泉研究部会、税法研究部会合同研修会

2月9日東武ホテルレバント東京にて、源泉研究部会、税法研究部会合同による研修会を開催いたしました。

第一部の研修会では、本所税務署法人課税第一部門 渡部統括官様に税務調査と題して税務調査での経験談を交えながら調査の現状等、たいへん興味深いお話をいただきました。

また、法人課税第二部門 亀井統括官様には、サラリーマンと税をテーマに給与所得者の所得税のしくみや確定申告等についてご説明をいただきました。

研修会終了後は、引き続き第二部の懇親会を開催いたしました。

当日は、本所法人会 立岡会長様、半澤副会長様、野口副会長様、本所税務署からは、倭文副署長様はじめ署の方々をご来賓としてお迎えいたしました。

立岡会長様のご挨拶では『今年10月13日には本所法人会60周年記念行事の開催を予定しており、楽しいイベントが盛りだくさんなので会員の皆様には大勢ご参加いただきたい』とのご挨拶をいただきました。

また、倭文副署長様のご挨拶では、顧問税理士さんによるe-Tax代理送信、国税のダイレクト納付などe-Taxの利便性、メリットについてお話をいただき『e-Taxがますます使いやすくなりましたので、法人会会員の皆様には積極的に利用をしてほしい』とのお話をいただきました。



富張税研部会長ご挨拶



渡部統括官様研修会風景



亀井統括官様研修会風景



研修会風景



鳥海源泉部会長ご挨拶



立岡会長様ご挨拶

新 入 会 員 の ご 紹 介

(平成21年5月1日～平成21年10月31日)

順不同 敬称略

所在地	法人名	代表者名	業 種
押 上 1 - 44 - 6	(有)城東エアコンサービス	竹 島 常 光	空調設備
” 1 - 49 - 11	(株)カナオカ工芸	金 岡 泰 司	ノベルティ、販促品等の企画制作販売
業 平 3 - 8 - 12	(有)ミヤココーポレーション	細 田 孝 男	卸売
横 川 2 - 14 - 2	(有)大館	大 館 政 美	外壁業
” 3 - 2 - 5	(有)ハナジマ	花 島 昭	自動車整備及び駐車場
吾妻橋 1 - 4 - 7	(有)ときわ加工	三 木 明	服飾付属販売
” 1 - 7 - 2	プラスクラム(株)	中 島 靖 人	雑貨、文具卸
” 1 - 11 - 3	(有)シー・ティ・ワイ	塚 田 博 正	撮影、デザイン、DTP
” 1 - 23 - 1	アサヒビジネスソリューションズ(株)	夏 目 浩 昭	情報処理サービス
東駒形 3 - 18 - 10	八幡金属産業(株)	山 田 明 宏	金属
本 所 2 - 1 - 12	(株)えがお	小 野 三 恵 子	介護支援事業
” 2 - 8 - 9	栄和運送(有)	田 中 克 昌	運送業
横 網 2 - 7 - 13	(社福)為宝会	小 坂 和 明	介護保険施設
石 原 1 - 7 - 13	沖縄サンゴ(株)	北 村 恵 子	食品製造販売
” 1 - 35 - 8	(株)マルゼン	粥 川 清	不動産賃貸
” 4 - 14 - 7	(株)ピーターパン	山 田 修 二	DVDソフト制作
亀 沢 1 - 20 - 4	エヌ・ケイ・コミュニケーションズ(株)	浅 野 修 平	電気通信工事
太 平 4 - 1 - 3	ティーエルロジコム(株)	鎌 田 正 彦	貨物運送
錦 糸 1 - 4 - 14	(株)アイ・ティ・ソリューションズ	立 石 正 昭	情報処理
江東橋 4 - 29 - 16	岡本電気工事(株)	山 岸 秀 樹	電気設備工事
江東橋 4 - 30 - 16	アクア技研(株)	大 塚 俊 紀	ビルメンテナンス
立 川 1 - 15 - 5	(株)ウインズショールーム	佐 藤 吉 昭	自動車整備、販売
菊 川 2 - 8 - 9	(株)アエルホーム	浅 香 祐 一	不動産業
” 3 - 11 - 7	(株)リフレクト	濱 出 拓 弥	通信機器関連取扱
緑 1 - 24 - 5	(株)ユーシン	長 谷 祐 伸	美装業
両 国 4 - 30 - 8	サンリット工営(株)	日 高 修 一	建設業
” 4 - 38 - 6	(株)飛龍	山 口 洋 司	電気工事

平成22年度

税制改正大綱

特殊支配同族会社の役員給与の 損金不算入制度は廃止



政府は、昨年12月22日、平成22年度税制改正大綱を閣議決定しました。
主なポイントをお知らせします。今回の改正では、法人会が強く撤廃を求めていた「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度」が廃止されることになり、法人会の要望が実現する運びとなりました。

個人所得課税

扶養控除の見直し

- ・扶養家族のうち十五歳以下の「年少分」は廃止
二三～六九歳の「成年分」は存続(三三万円)

特定扶養控除の縮小

- ・十六～十八歳の上乗せ分は廃止。所得税で
三八万円(改正前六三万円)に、住民税で
三三万円(改正前四五万円)に縮小
十九～二二歳は現行のまま存続

※所得税については平成二三年分から、住民税は二四年度分から適用

少額上場株式等の配当所得等の非課税措置の創設

- ・上場株式・投資信託からの配当、譲渡益が
条件付で非課税に
二四年～二六年の投資分で年間一〇〇万円
以下(二三年間で合計二〇〇万円が上限)。最
長十年間

※平成二四年一月一日から適用

生命保険料控除の改組

- ・一般生命保険料控除(改正前上限五万円)
と別枠で介護・医療保険料控除を新設。個
人年金保険料控除(改正前上限五万円)と
の二本立になり、所得控除額は各控除とも
上限四万円に(合計十二万円)

※平成二四年分以後の所得税に適用

寄附金控除額の見直し

- ・寄附金控除の適用下限額を二〇〇〇円(改
正前五〇〇〇円)に引き下げ

※平成二二年分以後の所得税に適用

法人所得課税

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入 制度の廃止

※平成二二年四月一日以後に終了する事業年
度から適用

特殊支配同族会社の役員給与に係る課税のあり方
については、抜本的措置を二三年度改正で講じる

中小企業の支援

- ・中小企業投資促進税制の適用期限を二年延長
- ・少額減価償却資産の取得価額(三〇万円未満
のもの)の損金算入の特例期限を二年延長
- ・交際費の損金不算入制度の適用期限を二年延長

※平成二二年四月一日から二三年間の時限措置
研究開発減税措置の延長
・企業の研究開発費の一部を税額控除できる
制度の適用期限を二年延長

その他の改正

- ・情報基盤強化税制について適用期限の到来
(平成二二年三月三十一日)をもって廃止
- ・エネルギー供給構造改革推進投資促進税制
について対象設備を縮小

資産課税

贈与税の非課税枠の拡大

・住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の
非課税限度額を引き上げ(二一年間の時限措置)

消費課税

平成二二年中の贈与 一五〇〇万円
 平成二三年中の贈与 一〇〇〇万円
 (改正前五〇〇万円)

※平成二三年十二月三十一日までの贈与に適用

ガソリン税の暫定税率を実質維持
 ・暫定税率は廃止。他方、特別措置により、現行税率を実質維持

自動車重量税の軽減

・暫定税率の見直し。新車購入時や車検時の負担を軽減

(一般乗用車の税額)

年五〇〇〇円 (改正前年六三〇〇円)

(エコカー車の税額)

五〇%減税車 年二五〇〇円

(改正前 年三二五〇円)

七五%減税車 年一二五〇円

(改正前 年一五七五円)

電気自動車、ハイブリッド車 現行維持

(改正前 免税)

(新車登録から十八年超の自動車の税額)

現行維持 (改正前 年八三〇〇円)

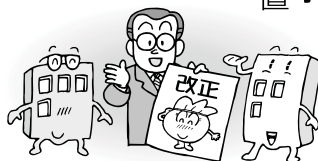
※税額は車体重量〇・五トン当りの金額

軽乗用車、大型車、営業用自動車の税率は

一般乗用車と同様割合で引き下げ。エコカ

ー減税対象車は平成二四年四月末まで現行

措置を維持、対象車種を拡大



たばこ税の引き上げ

	現行	改正案
国のたばこ税	3,552円	5,302円
地方のたばこ税	4,372円	6,122円
うち(道府県税分)	(1,074円)	(1,504円)
(市町村税分)	(3,298円)	(4,618円)
合計	7,924円	11,424円

※たばこ一〇〇〇本あたりの金額
 平成二二年十月一日から適用
 一本につき五円程度の値上げ

今後の改革の方向性

納税者番号制度の導入

・社会保障・税共通の番号制度の導入について具体化を図るため、プロジェクトチームを設置して検討

中小企業の法人税の軽減税率の引き下げ

・法人税の課税ベースの見直しなどと合わせて早急に実施に向けて検討

相続税

・格差是正の観点から、課税ベース、税率構造の見直しについて平成二三年度改正を目指す

固定資産税

・政策税制措置を今後四年間で厳格に見直し

地球温暖化対策税(環境税)

・平成二三年度の実施に向けて検討

市民公益税制

・寄附税制や公益活動を担う法人(NPO法人や公益法人など)に係る税制についてプロジェクトチームを設置して検討

……………〈参考〉……………

平成二三年度税制改正による増減税見込額(国税関係)

項目	平年度	初年度
扶養控除の廃止(年少分)	5,200	800
特定扶養控除の縮減	1,000	—
特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止	△700	△700
自動車重量税の軽減	△1,700	△1,700
たばこ税の引き上げ	1,200	500
租税特別措置の見直し	1,000	700
その他	△1,000	△100
合計	5,000	△400

(注)四捨五入の関係で合計値には誤差あり

◇記事作成・問合せ先/四方(よも)税理士事務所

電話 03(5284)8212
 ファックス 03(5284)0116
 Eメール yomo@tds.so-net.ne.jp
 http://www.np-net.co.jp/yomo/

都税事務所だより

【お問い合わせ先】固定資産税・納税について：墨田都税事務所 電話 03(3625)5061
 個人・法人の事業税について：台東都税事務所 電話 03(3841)1271
 自動車税について：都税総合事務センター 電話 0570(064)171
 又は 03(5985)7811

自動車の登録変更はお済みですか？



自動車税は、毎年4月1日現在、車検証に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したり、廃車した場合は、登録変更の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所で変更手続きを行ってください。

自動車を譲渡したとき：3月31日までに登録名義人の変更手続きを行ってください。

名義変更手続きを行わないと、手放したはずの車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

廃車等で自動車を使わなくなったとき：速やかに抹消登録を行ってください。

抹消登録を行わないと、廃車したはずの車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

【お問い合わせ先】主税局課税部計画課自動車税係 03 - 5388 - 2954

4月から固定資産税にかかる 土地・家屋の価格などがご覧になれます

23区内

縦覧期間 平成22年4月1日(木)から6月30日(水)まで(土・日・休日を除く)

縦覧時間 午前9時から午後5時まで

縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

<縦覧できる方>

当該区内に土地・家屋を所有する納税者の方

<縦覧できる内容>

当該区内で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)

(注)納税通知書は6月1日(火)に発送予定です。



東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時等の「本人確認」を厳格に行っております。詳しくは、ホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

税務署だより

今年の申告は、代理送信で！

税理士先生に

先生！！

法人税・消費税・源泉所得税
の申告を **e-Tax**
をお願いします！！

の一声を！



本所法人会
会員企業



依頼



税理士先生



署名・送信



e-Tax

平成 22 年度国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、適正・公平な課税を実現し、租税収入を確保するための事務を行います。

- 受験資格
- 1 昭和 56 年 4 月 2 日から平成元年 4 月 1 日生まれの者
 - 2 平成元年 4 月 2 日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - イ 大学を卒業した者及び平成 23 年 3 月までに卒業する見込みの者
 - ロ 人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者

申込書交付期間 2月1日(月)～4月14日(水)

申込書受付期間 4月1日(木)～4月14日(水)

試験日
第1次試験 6月13日(日)
第2次試験 7月20日(火)～7月27日(火)のうち指定された日

詳細については、お気軽に本所税務署総務課(TEL 03 - 3623 - 5171 内線 105)までお尋ねください。

国税に関する申告・納税がインターネットで行えます。

e-Tax

ネットでもどこでも申告・納税

「e-Tax」を利用して所得税を申告すると次のようなメリットがあります。

- 最高5,000円の税額控除
- 添付書類の提出省略
- 還付金がスピーディー

法人会キャラクター けんた

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会

「e-Tax」ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

消費税期限内納付推進運動

- 消費税はお客様からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には申告・納付期限があります。

申告・納税にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告のほか、直前の消費税の年税額に応じて中間申告が必要となります。

消費税の申告対象の方は、期限内納付を忘れずに。

実施中!

直前の消費税の年税額	申告・納付回数	直前の消費税の年税額	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)	48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)	48万円以下	年1回(確定申告1回)

※地方消費税は含みません。

法人会